

令和9年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

(新 設 ・ 拡 充 ・ **延 長** ・ そ の 他)

No	27	府 省 庁 名 国土交通省				
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 (都市計画税)					
要望項目名	ＪＲ北海道等が所有等する本来事業用資産に係る課税標準の特例措置の延長					
要望内容 (概要)	・ 特例措置の対象 (支援措置を必要とする制度の概要) ＪＲ北海道及びＪＲ四国 (以下「ＪＲ北海道等」という。) が所有し、又は借り受け、若しくは利用する事業用固定資産 ・ 特例措置の内容 固定資産税・都市計画税の課税標準を 1 / 2 に軽減する特例措置を 5 年間延長する。					
関係条文	地方税法附則第 15 条の 2 第 2 項 地方税法施行令附則第 11 条の 2 第 2 項・第 3 項 地方税法施行規則附則第 6 条の 3					
減収見込額	[初年度]	—	(▲3,798)	[平年度]	— (▲4,167)	
	[改正増減収額]	—			(単位：百万円)	
要望理由	(1) 政策目的 ＪＲ北海道等の完全民営化に向けた経営基盤の確立を図る。 (2) 施策の必要性 現在、本特例措置の対象となっているＪＲ北海道等については、国鉄改革にあたって、国鉄再建監理委員会の意見を踏まえ、その厳しい経営環境に配慮し、本州の旅客鉄道会社と異なり長期債務を承継しないこととされたほか、経営安定基金を設ける等経営の安定のための特別な施策が講じられている。 これに加え、平成 23 年度から国では、両社の経営自立、ひいては完全民営化を目指し、国鉄債務等処理法に基づき、鉄道・運輸機構を通じて経営基盤強化に対する支援を行っているところである。 これらの支援措置が講じられる中、ＪＲ北海道等では、地方部での人口減少の加速や高速道路整備の進展に伴う輸送人員の減少等といった厳しい経営環境が続く中、両社が長期経営ビジョンに掲げる令和 13 年度の経営自立に向け、省力化等の取組とあいまって経営成績に係る一定の成果を上げている一方で、コロナ禍後のビジネス需要の減少の定着といった行動様式の変容の影響もあり、経営基盤強化の取組は道半ばにある。このようにＪＲ全社の完全民営化が成し遂げられていない現状において、本特例措置は、新製車両の導入等業務の効率化等に資する資産の取得に際して、両社の損益・資金収支の改善に作用し、経営安定化に資するものであることから、引き続き本特例措置を講じることが不可欠である。					
本要望に対応する縮減案	—					

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	国鉄改革は、日本国有鉄道改革法（昭和 61 年法律第 87 号）等に基づく政策である。 国鉄改革のための基本的方針について（昭和 60 年 10 月 11 日閣議決定） 「旅客鉄道会社は、経営基盤の確立等諸条件が整い次第、逐次株式を処分し、できる限り早期に純民間会社とすることとする。」
		政策の達成目標	J R 北海道等の完全民営化に向けた経営基盤の確立を図る。
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	5 年間（令和 9 年 4 月 1 日～令和 14 年 3 月 31 日）
		同上の期間中の達成目標	J R 北海道等の長期経営ビジョンに掲げられた目標（両社の経営自立に係るもの）を達成し、それらに係る施策を深度化することで、完全民営化に向けた経営基盤を確立する。
	有効性	政策目標の達成状況	J R 四国が令和 7 年度を終期とする中期経営計画における目標値を達成するなど、J R 北海道等の完全民営化に向けた経営自立の取組は一定の進捗が見られるが、足元では両社が鉄道事業で営業赤字を計上しているなど経営基盤強化は道半ばにある。
		要望の措置の適用見込み	2 鉄道事業者（J R 北海道、J R 四国）
	相当性	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本特例措置を活用することにより、J R 北海道等の損益・資金収支の改善に作用することで、両社の恒常的な費用を軽減し、経営安定化に貢献する。
		当該要望項目以外の税制上の支援措置	・ J R 北海道等の資本割に係る課税標準の特例措置（法人事業税） ・（独）鉄道・運輸施設整備支援機構が取得した国鉄承継土地に係る課税標準の特例措置（不動産取得税） ・ J R 北海道等 J R 貨物が国鉄から承継した固定資産に係る課税標準の特例措置（固定資産税、都市計画税）
		予算上の措置等の要求内容及び金額	鉄道・運輸機構による経営安定基金の下支え並びに設備投資等への助成金及び出資等 J R 北海道：約 1,092 億円（令和 6～8 年度） J R 四国：約 1,025 億円（令和 8～12 年度）
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	これらも両社の完全民営化に向けた経営自立を目的としているが、当該支援については省人化・省力化やコスト削減等の生産性向上に資する設備投資等に対する出資や、列車運行に必要な修繕に対する助成等を対象としており、本特例措置とはその対象が明確に区別されている。
		要望の措置の妥当性	本特例措置は、法令上明確にされている客観的な要件を満たせば適用可能であるため、一定の期間にわたって適用を受けることへの予見可能性が高く、J R 北海道等の経営基盤の確立を支援する手段として相当である。

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	令和3年度 3,828 百万円 令和4年度 4,037 百万円 令和5年度 3,914 百万円 令和6年度 3,863 百万円 令和7年度 3,783 百万円
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	【固定資産税】 課税標準（固定資産の価格） 令和4年度 287,397,481 千円 令和5年度 280,407,236 千円 令和6年度 264,820,224 千円 【都市計画税】 課税標準（固定資産の価格） 令和4年度 31,768,382 千円 令和5年度 32,272,639 千円 令和6年度 36,472,051 千円
	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	本特例措置を活用することにより、ＪＲ北海道等の損益・資金収支の改善に作用することで、両社の恒常的な費用を軽減し、経営安定化に貢献している。また、両社の経営安定化の効果は、事業運営にとどまらず、安定的・継続的な旅客輸送を通じて公共的利益として広く波及する。
	前回要望時の達成目標	ＪＲ北海道等の鉄道路線ネットワークの維持等を通じて地域住民への鉄道サービスの確保を図りつつ、ＪＲ北海道及びＪＲ四国の早期完全民営化に向けた経営基盤の確立を図る。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	地方部での人口減少の加速や高速道路整備の進展に伴う輸送人員の減少等といった厳しい経営環境が続く中、省力化等の取組とあいまってＪＲ四国が令和7年度を終期とする中期経営計画における目標値を達成するなど、両社の完全民営化に向けた経営自立の取組は一定の進捗が見られるが、コロナ禍後のビジネス需要の減少の定着といった行動様式の変容の影響もあり、足元ではＪＲ北海道等の両社が鉄道事業で営業赤字を計上しているなど、経営基盤強化は道半ばにある。
これまでの要望経緯		昭和61年度税制改正要望 創設 平成7年度税制改正要望 対象に貸し付けを行う法人を追加 平成9年度税制改正要望 延長 平成10年度税制改正要望 貸付法人の貸し付ける資産に車両を追加 平成14年度税制改正要望 延長、貸付法人に交通エコロジー・モビリティ財団を追加 平成15年度税制改正要望 対象に鉄道・運輸機構から借り受ける新幹線鉄道を追加、新幹線特例と連乗 平成19年度税制改正要望 延長 平成24年度税制改正要望 延長、借り受ける固定資産の対象に「変電所」を追加、旅客自動車運送事業の固定資産を除外 平成28年度税制改正要望 対象からＪＲ九州を除外（経過措置あり） 平成29年度税制改正要望 延長 令和4年度税制改正要望 延長

別紙：要望内容と自己点検の関係

措置名：ＪＲ北海道等が所有等する本来事業用資産に係る課税標準の特例措置

○ 自己点検の結果

①短期アウトカムの達成状況

○自己点検を実施した結果、短期アウトカムである【ＪＲ北海道等の各年度の事業計画に掲げられた収支計画（各社の経営自立に係るもの）を達成した事業者数】（各年度・目標値２）については、令和７年度実績において、ＪＲ北海道等の両社において実績値が事業計画の値を上回っており、目標を達成している。

②中期アウトカムの達成状況

○また、中期アウトカムである【ＪＲ北海道等の直近の中期経営計画に掲げられた目標（各社の経営自立に係るもの）を達成した事業者数】（各計画に定められた時期・目標値２）については、令和７年度末時点で、ＪＲ四国が令和７年度を終期とする前期の中期経営計画の目標を達成するなど順調に推移しているが、達成途上にあり、引き続き本特例措置を継続する必要がある。なお、ＪＲ北海道については、令和８年度を終期とする中期経営計画の目標達成に向けて、取組中である。

③長期アウトカムの達成状況

○加えて、長期アウトカムである【ＪＲ北海道等の長期経営ビジョンに掲げられた目標（各社の経営自立に係るもの）を達成し、それらに係る施策を深度化することで、完全民営化に向けた経営基盤を確立した事業者数】（令和１３年度以降・目標値２）については、令和１２年度末を終期とする長期経営ビジョンの目標達成に向けて、両社において取組中である。

④要望への反映

○ ○以上のことから、本特例措置は、一定の政策効果が認められるため、適用期限を５年間（令和１４年３月３１日まで）延長することを要望する。